

入札説明書

令和7年度 奈良県立学校建築物等定期点検業務委託

令和 7年 6月

奈良県教育委員会事務局学校支援課

入 札 説 明 書

入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

この業務委託の入札に参加しようとする者は、入札公告第2に定めるもののほか、次の条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 競争入札参加資格確認申請書の作成・提出について

- (1) 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書は様式1により作成してください。
- (3) 競争入札参加資格確認申請書及び添付資料については、書留郵便により提出してください。
添付資料
 - ・業務を担当する一級建築士若しくは二級建築士、又は特定建築物調査員及び建築設備検査員及び防火設備検査員の資格証の写し
 - ・一級建築士又は二級建築士を従事させる事業者については、都道府県への建築士事務所登録を証する書類の写し（登録証明書による場合は、3ヶ月以内の原本に限ります。）
- (4) 開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

3 入札の手続

- (1) 入札書は、書留郵便により提出してください。別添入札書の提出方法を参考に、各封筒には『令和7年7月23日（水）開札 令和7年度 奈良県立学校建築物等定期点検業務委託入札書在中』と朱書きしてください。入札書を封緘した内封筒を送付用の外封筒に入れて、入札公

告第3で指定する期限までに入札公告第3で指定する場所へ到着するようにしてください。作成及び提出に係る費用については入札参加者負担とします。

- (2) 一度書留郵便により提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (3) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書(様式2)に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (4) 入札執行回数は2回を限度とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとします。
再度(2回目の)入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続きに入ることがあります。
- (5) 上記(4)により再度入札を行う場合がありますので、入札書は2枚用意してください。1回目の入札用の入札書と2回目の入札用の入札書が区別できるよう、明示してください。なお、再度(2回目の)入札を辞退される場合は、入札辞退届(様式3)を提出ください。
- (6) 競争入札参加資格確認申請書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。
なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過したときをもって辞退したものとみなします。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。)第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (3) 本県により競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

5 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。「くじ」を辞退することはできません。
落札候補者となるべき同価格の入札者のうち、「くじ」を引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員等に「くじ」を引かせてこれを行います。

6 契約の不締結

契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

7 契約書作成の可否等

要します。落札者は、契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。なお、契約に係る一切の費用については落札者負担とします。

なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を8に記載の提出先に電子メールで提出してください。

8 競争入札参加資格確認申請書の確認及び入札を担当する部課等の名称、所在地等

〒630-8502 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県教育委員会事務局学校支援課 施設管理係
TEL: 0742-27-9824 (直通)

メールアドレス : gakkos@office.pref.nara.lg.jp